

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表（平成31年4月24日改正）

改正案	現行	備考
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	
平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 （中略）	平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 （中略）	
平成28年11月28日 国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号	平成28年11月28日 国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号	
平成29年 6月 9日 国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号	平成29年 6月 9日 国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号	
平成29年 8月 2日 国総支第 31号 国自旅第103号	平成29年 8月 2日 国総支第 31号 国自旅第103号	

改正案	現 行	備考
<p>平成30年 4月19日 国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号</p> <p>平成30年10月25日 国総支第 33号 国総安政第65号</p> <p>平成31年 2月25日 国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号</p> <p><u>平成31年 4月24日 国総支第 1号</u> <u>国自旅第 2号</u></p>	<p>平成30年 4月19日 国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号</p> <p>平成30年10月25日 国総支第 33号 国総安政第65号</p> <p>平成31年 2月25日 国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号</p>	
<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一 ~ 六の2 (略)</p> <p>七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(取組内容、実施主体、定量的な効果目標(収支改善率1%以上を原</p>	<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(生活交通確保維持改善計画)</p> <p>第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3カ年の事項について具体的に記載するものとする。</p> <p>一 ~ 六の2 (略)</p> <p>七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組<u>を行う場合には、</u>当該取組内容、実施主体、定量的な効果目</p>	<p>地域間幹線系統補助の制度見直し</p>

改正案	現 行	備考
<p><u>則</u>)、実施時期及びその他特記事項)</p> <p>八 外客来訪促進計画との整合性</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p><u>5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第1項第7号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況(当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況)となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画(2ヶ年計画)」を策定し、生活交通確保維持改善計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。</u></p> <p><u>6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。</u></p>	<p>標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>八 外客来訪促進計画との整合性</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p><u>5 (新設)</u></p> <p><u>6 (新設)</u></p>	
<p>第1編～第3編 (略)</p> <p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業</p> <p>第1節 計画策定事業</p> <p>第106条 (略)</p> <p>(交付の対象等)</p>	<p>第1編～第3編 (略)</p> <p>第4編 地域公共交通調査等事業</p> <p>第1章 地域公共交通調査事業</p> <p>第1節 計画策定事業</p> <p>第106条 (略)</p> <p>(交付の対象等)</p>	<p>計画策定事業の要件の追加(定量的な目標値の記載、立地適正化計画の</p>

改正案	現行	備考
<p>第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画<u>（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）</u>の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。</p> <p><u>一 形成計画に、公共交通の利用者数、収支率その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと。</u></p> <p><u>二 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。</u></p> <p>2 補助対象経費及び補助率については、別表25のとおりとする。</p>	<p>第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象経費及び補助率については、別表25のとおりとする。</p>	<p>検討)</p>
<p>第2章 地域公共交通再編推進事業</p> <p>第1節 再編計画策定事業</p> <p>第127条 (略)</p> <p>(交付の対象等)</p> <p>第128条 大臣は、補助対象事業者が取り組む再編計画<u>（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）</u>の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p> <p><u>一 再編計画に、利便性、効率性及び持続可能性の観点から、地</u></p>	<p>第2章 地域公共交通再編推進事業</p> <p>第1節 再編計画策定事業</p> <p>第127条 (略)</p> <p>(交付の対象等)</p> <p>第128条 大臣は、補助対象事業者が取り組む再編計画の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p>	<p>再編計画策定事業の要件の追加（定量的な目標値の記載、立地適正化計画の検討）</p>

改正案	現行	備考																
<p><u>域公共交通再編事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。</u></p> <p><u>二 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。</u></p> <p>2 補助対象経費及び補助率については、別表26のとおりとする。</p>	<p>2 補助対象経費及び補助率については、別表26のとおりとする。</p>																	
<p>別表1（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）</p>	<p>別表1（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）</p>	<p>地域間幹線系統補助の制度見直し</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助対象事業の基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会</td> <td>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費</td> <td>都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。	1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助対象事業の基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会</td> <td>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費</td> <td>都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。	1/2	
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率															
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。	1/2															
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率															
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化去法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であつて、別表2に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからエまでの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあつては、ロからエまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。	1/2															

改正案		現行		備考
	<p>① 別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 都道府県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれ、かつ、過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。</p> $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。</p>		<p>① 別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 都道府県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれ、かつ、過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。</p> $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。</p>	

改正案			現行			備考
		<p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること（補助対象期間の途中で補助対象システムの合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象システムが補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）。</p> <p><u>チ 第7条第5項に規定する改善計画を実施する系統であつて、補助対象経費が別表2の1. に基づく補助対象経常費用の9/20に相当する上限額となる系統又は補助対象経費の算出にあつて別表2の5. の適用を受ける系統以外の系統にあつては、当該改善計画の期間終了時において当該改善計画で設定した目標値を達成したものの。（燃料高騰等のやむを得ない外的要因により目標値を達成しなかったと認められる場合を含む。）</u></p>			<p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること（補助対象期間の途中で補助対象システムの合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象システムが補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）。</p> <p><u>チ (新設)</u></p>	
<p>(注)</p> <p>1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）</p> <p>「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃</p>			<p>(注)</p> <p>1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）</p> <p>「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃</p>			

改正案	現 行	備考						
<p>率」</p> <p>2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。</p> <p>3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）</p> <p>「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」</p> <p>なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。</p> <p>「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）÷「総適用日数」</p>	<p>率」</p> <p>2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。</p> <p>3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）</p> <p>「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」</p> <p>なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。</p> <p>「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）÷「総適用日数」</p>							
<p>別表2（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</p> <table border="1" data-bbox="136 1070 1010 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 1070 1010 1129">補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 1129 1010 1342"> <p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1342 1010 1391"> <p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>	<p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p>	<p>別表2（第6条第1項関連）</p> <p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</p> <table border="1" data-bbox="1037 1070 1910 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 1070 1910 1129">補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 1129 1910 1342"> <p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1342 1910 1391"> <p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>	<p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p>	<p>地域公共交通協働トライアル推進事業</p> <p>（地域間幹線系統の特例）</p>
補助対象経費の算出方法								
<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>								
<p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p>								
補助対象経費の算出方法								
<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>								
<p>2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p>								

改正案	現行	備考
<p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。）</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、新設系統で実働助がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。</p> <p>4. 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p> $\text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \times \left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$ <p>5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。<u>ただし、過去に生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない系統であって、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす形成計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3年間に限</u></p>	<p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。）</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、新設系統で実働助がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。</p> <p>4. 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p> $\text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \times \left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$ <p>5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。</p>	

改正案				現行				備考
<p style="color: red;">り、この限りではない。</p>								
(注) 1～4 (略)				(注) 1～4 (略)				
別表7 (第16条第1項関連)				別表7 (第16条第1項関連)				表現の適正化
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)				地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)				
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表8に定めるところにより算出される経費	市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。 イ～ト (略)	1/2	一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表8に定めるところにより算出される経費	市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。 イ～ト (略)	1/2	
(注) 1～2 (略)				(注) 1～2 (略)				
別表8 (第16条第1項関連)				別表8 (第16条第1項関連)				地域公共交通協働トライアル推進事業 (フィーダ
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)				地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)				
補助対象経費の算出方法				補助対象経費の算出方法				
1～4 (略)				1～4 (略)				

改正案		現行		備考																								
<p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。<u>ただし、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす形成計画の対象区域内の市区町村にあっては、3年間に限り、当該市区町村毎の国庫補助上限額の合計額の範囲内で、都道府県及び当該市区町村を構成員に含む活性化法定協議会に対し交付できるものとする。</u></p> <p>(注) 1～4 (略)</p>		<p>5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。</p> <p>(注) 1～4 (略)</p>		一系統の特例)																								
<p>別表25 (第107条第2項・第125条第2項関連)</p> <p>地域公共交通調査事業 (補助対象経費等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定事業</td> <td>(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)</td> <td>1/2 (上限額500万円、<u>1,500万円 (※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。)</u>)</td> </tr> <tr> <td>計画推進事業</td> <td>(略)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td colspan="2">次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象経費		補助率	計画策定事業	(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限額500万円、 <u>1,500万円 (※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。)</u>)	計画推進事業	(略)	1/2	補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額		<p>別表25 (第107条第2項・第125条第2項関連)</p> <p>地域公共交通調査事業 (補助対象経費等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定事業</td> <td>(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)</td> <td>1/2 (上限額<u>1,000万円</u>)</td> </tr> <tr> <td>計画推進事業</td> <td>(略)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td colspan="2">次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象経費	補助率	計画策定事業	(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限額 <u>1,000万円</u>)	計画推進事業	(略)	1/2	補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	
	補助対象経費	補助率																										
計画策定事業	(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限額500万円、 <u>1,500万円 (※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。)</u>)																										
計画推進事業	(略)	1/2																										
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額																											
	補助対象経費	補助率																										
計画策定事業	(1) 第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限額 <u>1,000万円</u>)																										
計画推進事業	(略)	1/2																										
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額																											

改正案	現 行	備考
<p>(注)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>(※) 地域公共交通協働トライアル推進事業は、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会が主体となった協働による取組を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。この場合、補助対象事業者は、都道府県及び複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に限る。</u></p> <p><u>イ 形成計画に、公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載すること。</u></p> <p><u>ロ 交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、形成計画に、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載すること。</u></p> <p><u>ハ 形成計画に、都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載すること。</u></p>	<p>(注)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>(新設)</u></p>	